

指定建物錠の防犯性能表示と防犯建物部品について

■指定建物錠の防犯性能表示について

防犯性能表示とは特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）第7条に基づき、指定建物錠に義務付けられている防犯性能の表示をいいます。

建物錠とは住宅の玄関その他建物の出入口のドアに付ける目的で製造される錠をいいます。

指定建物錠とは建物錠またはその部品のうち、防犯性能の向上を図ることが特に必要なものを行い、シリンダー錠、シリンダー、サムターンの3種が指定されています。

防犯性能表示の解説

- 耐ピッキング性能 : ピッキング（シリンダーのかぎ穴に特殊工具を差し込んで錠を操作する方法）による解錠を防ぐ性能
- 耐かぎ穴壊し性能 : 工具等によってシリンダー自体を破壊し、錠内部の機構を操作する方法による開錠を防ぐ性能
- 耐サムターン回し性能 : ドアにあけた穴からサムターン回しを差し込み、サムターン（つまみ）を回転させる方法による解錠を防ぐ性能
- 耐カム送り解錠性能 : 錠の構造上のすき間から針金等の工具を内部に差し込み、錠内部の機構を操作する方法による解錠を防ぐ性能
- 耐こじ破り性能 : ドアとドア枠のすき間にバール等の工具を差し込み、デッドボルト（かんぬき）を折り曲げる方法による開錠を防ぐ性能（※1）
- 出荷時かぎ本数 : ロック製造メーカーがシリンダー錠又はシリンダーとセットで出荷する「かぎ」の本数

（※1）「耐こじ破り性能」は、シリンダー錠の性能だけを表します。取り付けられるドアや引戸の性能によっては本来の性能が発揮されない場合があります。

■防犯建物部品について

平成16年（2004年）に警察庁より防犯性能の高い建物部品の目録が公表されました。指定建物錠の中でも特に防犯性能の高いものを防犯建物部品とよび、CPマークを表示する事ができます。

平成14年に警察庁、国土交通省、経済産業省および日本ロック工業会をはじめとする建物部品関連の民間団体によって「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」（いわゆる官民合同会議）が設置され、建物への侵入犯罪の防止を図るための方策が検討されました。平成15年10月には防犯性能の高い建物部品の試験基準が決定され、同11月より試験が実施されました。官民合同会議により定められた試験に合格した防犯建物部品として公表されています。

※詳細については日本ロック工業会ホームページ（<http://www.jlma.org/>）を参照願います。

※錠セットについては防犯建物部品の目録に掲載のドアに使用したときに本来の性能が発揮されます。

※シリンダー、サムターンについては防犯建物部品の目録に掲載の錠ケース、及びドアに使用したときに本来の性能が発揮されます。